

外国人材の円滑な住宅確保に向けた認定制度の創設について

1 要旨・目的

本県では、外国人材を受入れている企業や外国人材が良好な住宅を円滑に確保しやすい環境の整備を推進しており、その一環として、外国人材の入居に積極的に取り組む不動産事業者を認定する制度を創設する。

2 現状・背景

民間賃貸住宅の仲介を行う不動産事業者の多くが外国人材の入居に不安を持ち消極的であることから、受入企業等が住宅を確保することが難しい状況となっており、外国人材の受入や定着を妨げる懸念がある。

3 概要

(1) 対象者

県内の民間賃貸住宅の仲介を行う不動産事業者
外国人材の受入企業等

(2) 制度内容

ア 制度名称

ひろしま外国人材住まいサポート店認定制度

イ 制度趣旨

外国人材の受入れ企業等が住宅を確保しやすい環境を整備するため、大家と受入企業等をつなぎ、外国人材の入居に積極的に取り組み、入居後もサポートを行う不動産事業者を、「外国人材住まいサポート店」として認定し、公表することで、大家と受入企業等のマッチングを促進させる。

ウ 認定対象

不動産関係団体※に所属し、県内に事務所をもつ宅地建物取引業者

※ 次の4団体

公益社団法人広島県宅地建物取引業協会

公益社団法人全日本不動産協会広島県本部

一般社団法人不動産流通経営協会中・四国支部

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会広島県支部

エ 認定要件

次のことについて対応し、外国人材の入居に積極的に取り組むこと

- (ア) 外国人であることを理由に仲介の拒否をしないこと。また、仲介の条件を著しく不当なものにしないこと。
- (イ) 賃貸住宅等の大家に対し、外国人材を受入れるメリットや必要性などを説明し、理解を得るよう努めること。
- (ウ) 外国人が言葉の壁や生活習慣の違いで困っている際は、受入企業等と協力し、地域に溶け込むようサポートを行うこと。
- (エ) 外国人に対応する際は、やさしい日本語や外国語での対応に努めること。
- (オ) 認定を受けた事務所であることを店頭掲示やホームページ等で公表すること。
- (カ) 県が開催するセミナーを受講するなど外国人の入居支援に関する情報収集に努めること。

オ 認定期間

5年間（更新可）

カ 申請方法

県住宅課に、電子申請システムまたは電子メールで申請する。（手数料無料）

キ 公表内容

外国人材住まいサポート店の情報（名称、連絡先、主な営業エリア等）を県ホームページ等で公表する。

<県ホームページリンク>

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gaikokujinzai-jutaku/>

（３）スケジュール

令和８年８月１日から申請受付を開始し、順次、外国人材住まいサポート店の情報を公表

（４）予算（単県）

—

４ 今後の対応

制度の普及に向け、不動産関係団体が開催する講演会や県ホームページなどで周知を行う。

また、不動産事業者が持つ外国人に対する不安感の軽減につながるよう、外国人材の入居受入に役立つ実務ノウハウ等を提供するセミナーを８月以降順次、開催する。

８月１日 認定申請の受付開始

８月以降 「外国人材住まいサポート店」を順次公表

セミナーを開催（広島市、呉市、尾道市、福山市、東広島市）